

幼稚園バス、保育送迎ステーションの ドライバーの健康管理などについて

町田市議会議員 矢口まゆ 2019年9月定例会

園バスの現状

- ▶ シートベルトの着用義務は無く、園バスは通常ベルトがない
- ▶ 毎年200件ほど事故が発生し、100人ほどが怪我をしている。
- ▶ シートベルトが無いいため、前の座席の背もたれにぶつかり、頭部、顔部、頸部を受傷することが多い。
- ▶ ドライバーは高齢の方が多くと言われている。（朝と夕だけの仕事のため）

年間約100人がけが

1. 幼児専用車に係る事故実態(平成21年度実施の事故分析結果抜粋)

～安全対策の前提となる事故・トラブルの実態把握～

【ポイント】

- 主に前方座席が加害部位となって、頭部、顔部、頸部を受傷(軽傷)することが多い。
 - 平成15年～20年における事故データでは、死亡0名、重傷4名及び軽傷565名。
 - 幼児専用車が関与する事故は低速時に発生。
 - 保有台数1,000台あたりの死傷者数は通常のバスと比べて1/10程度。
- 前方座席が加害部位となって、頭部、顔部、頸部を受傷(軽傷)する事故を今回の検討対象とし、優先的に安全対策を示す。
- 今回取りまとめた安全対策を講じることにより、前面衝突事故によって傷害を負った幼児の約76%の被害を軽減可能。

1.1. 幼児専用車事故分析の対象範囲

幼児専用車の事故分析には、交通事故総合データベース*を用いた。分析に用いたデータの対象期間は、平成15～20年の6年間。この期間に発生した車両相互事故、車両単独事故および人対車両事故から、12歳以下の子供が関係する幼児専用車として登録されたバス・マイクロバス等およびその他のバス・マイクロバスのデータを抽出した。また、乗員の傷害状況の分析では、対象を6歳以下の乗員に限定した。

* 公益財団法人交通事故総合分析センター交通事故総合データベース(通称:マクロデータ)

1.2. 幼児専用車の保有台数あたりの事故発生率

事故発生率を平成20年の事故データおよび保有台数データから算出すると、幼児専用車は保有台数17,957台に対して事故台数が205台であり、保有台数あたりの事故発生率は1.1%となる。一方、バス・マイクロバス全体では、保有台数230,681台に対して事故台数が5,779台であり、保有台数あたりの事故発生率は2.5%となっており、幼児専用車に対して2倍程度の事故発生率であった。

年間約200件の事故

表1 幼児専用車およびバスの事故発生率

	幼児専用車		バス・マイクロバス全体	
	保有台数 ¹	事故台数 ²	保有台数 ³	事故台数 ²
合計	17,957	205	230,681	5,779
事故率 [%]	1.1		2.5	

*1:平成21年3月末現在

*2:平成20年のデータ

*3:バス・マイクロバスの合計(平成20年12月末現在)

事業用自動車の運転者のアルコールチェックは義務である！

▶ バス・タクシー・トラック事業者などは、運転者に対して点呼の際にアルコール検知器を使用しなければならない。

▶ 園バスはこの法律の対象外であり、アルコール検知器の使用は義務付けられていない。

点呼の際のアルコール検知器の使用等が義務化されました

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため、平成23年5月1日より、運送事業者が運転者に対して実施することとされている点呼において、運転者の酒気帯びの有無を確認する際にアルコール検知器を使用すること等が義務化されました。

概要は以下のとおりです。

対象となる事業者

- 一般旅客自動車運送事業者
- 特定旅客自動車運送事業者
- 一般貨物自動車運送事業者
- 特定貨物自動車運送事業者
- 貨物軽自動車運送事業者

※ これらの他、貨物自動車運送事業法第三十七条第三項の特定第二種貨物利用運送事業者も対象となります。

アルコール検知器の備え付け

- 営業所ごとにアルコール検知器を備える。
- 遠隔地で乗務を終了または開始する場合には、運転者に携帯型のアルコール検知器を携行させる。

点呼時の運転者の酒気帯びの有無の確認の際のアルコール検知器の使用

- 乗務の開始前、終了後等において実施することとされている点呼の際に、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子を目視等で確認することに加え、アルコール検知器を使用することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認する。

アルコール検知器の保守

運行管理者はアルコール検知器を故障がない状態で保持しておくために、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、次の事項を実施しなければいけません。

● 毎日確認※

- 電源が確実に入ること。
- 損傷がないこと。

※ 遠隔地で乗務を終了または開始する場合等、アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあつては、運転者が所属営業所を出発する前に実施すること

● 少なくとも週1回以上確認

- 酒気を帯びていない者がアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
- アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、口内に噴霧した上でアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

アルコールチェックの他にもこんな内容が義務化されている

- ▶ 一年以内に一回の健康診断
- ▶ 当日乗務できなくなった場合などの代替措置（代わりの運転手の手配方法等）の明確化

これらも、
園バスには義務付けられていない。

（１）定期健康診断の結果を踏まえた健康状態の把握（義務）

＜旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 5 項及び第 48 条第 1 項第 4 号の 2 及び第 5 号の 2、
貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 6 項及び第 20 条第 1 項第 4 号の 2＞

事業者は、運転者に対して労働安全衛生法に基づく雇入れ時及び定期の健康診断を実施することが義務づけられており、同健康診断により運転者の健康状態を把握する必要がある。

健康診断は、1 年以内ごとに 1 回、定期的に行わなければならない。また、深夜業に従事する者に対しては、6 ヶ月以内毎に 1 回以上定められた健康診断を行わなければならないことに注意が必要である。

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき、同健康診断の結果に異常の所見が見られた場合は、医師から運転者の乗務に係る意見（乗務の可否、乗務の際の配慮事項等）を聴取し、また、聴取した健康診断の個人票の「医師の意見」欄に記入を求める必要がある。

事業者は、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、医師による診断や面接指導を受診させ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させる必要がある。さらに、これらの結果を把握するとともに、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見（乗務の可否、乗務の際の配慮事項等）を聴取する必要がある。

（２）点呼の結果、運転者が乗務できない場合の対処

＜旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 2 第 1 項、
貨物自動車運送事業輸送安全規則第 21 条第 1 項＞

① 代わりの運転者の手配方法等の明確化（義務）

乗務前点呼により運転者が乗務できなくなる場合に備えることが、安全上きわめて重要であり、代替措置（代替運転者の手配等）をあらかじめ定めておく必要がある。

これらの代替措置がないと、運転者が業務上安全に乗務できる健康状態でないにもかかわらず、業務上の配慮から無理な乗務を強いられる可能性が考えられる。

点呼時の取り組みの例

例えば、タクシー会社では...

- ▶ A社 アルコールチェック、血圧測定、睡眠時間の確認
- ▶ B社 アルコールチェック、65才以上と健康診断結果等より必要とされるドライバーは血圧測定
- ▶ C社 アルコールチェック、健康診断結果等より必要とされるドライバーは血圧測定

この他にも、健康状態についてチェック項目があり、毎日チェックをするなど、各社ごとにさまざまな取り組みがなされているようです。

以下3点について、市内幼稚園での 実態調査をまずはすべきではないか

- ▶ 乗務前のアルコール検知器の使用
- ▶ 年に一度以上の健康診断の受診
- ▶ 乗務できない場合の代わりの運転者の手配方法の明確化